

令和2年（2020年）3月2日

各 学 校 長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、既に、令和2年（2020年）2月27日（木）から3月4日（水）までの期間で実施しているところですが、この度、内閣総理大臣から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において3月2日以降、春休みまで臨時休校を行うよう要請がありました。この要請を受け、斜里町教育委員会にも文部科学省及び北海道教育委員会から臨時休業を行うよう要請があったところです。

つきましては、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じていく必要があることから、各学校における対策の充実を図ることを目的に、町内すべての町立学校につきましては、次のとおり実施していただきますようお願いいたします。

記

1 実施事項

既に実施している臨時休業について、学年末の休業日前日（斜里町では、3月24日（火））まで延長すること。

2 その他

次の事項については、改めて、別途通知します。

- ・「卒業式」や「分散登校日」の取扱い
- ・仲よしクラブの開設について

（生涯学習課）